

サステイナブルな花壇づくりプログラム実施運営業務委託 業務説明資料

1 業務の概要

本業務説明資料では、サステイナブルな花壇づくりプログラム実施運営業務委託に係る業務について記す。

(1) 業務名

サステイナブルな花壇づくりプログラム実施運営業務委託

(2) 履行場所

横浜市内一円

(3) 業務期間

令和8年度：契約締結日から令和9年3月31日まで

令和9年度：令和9年4月1日から令和10年2月下旬まで（令和9年度発注業務）

2 業務の目的

GREEN×EXPO 2027（以下、「EXPO」という。）では、市出展の1つとして、SATOYAMA Village 内に約 10,000 m²の「横浜市民活動フィールド」を設ける。本エリアは、横浜の環境活動団体をはじめとした市民が活動・活躍する場をコンセプトに、環境に関する様々なプログラムを実施し、環境活動への興味や関心につなげていく場として展開していく。

「サステイナブルな花壇づくりプログラム」は、市内で活動する環境活動団体が、環境への負荷を低減しながら気候変動に適応し、多様な生きものが共生できる、多年草を活用したサステイナブルな花壇づくりについて、EXPO 会期前から植物に関する知識やメンテナンス方法を学び、横浜市民活動フィールド内の花壇の一部を対象として、花壇のデザインをして実際に植え付け等を行うプログラムである。また、会期中においても当該花壇の維持管理等に関する講習会を受講できるプログラムとして展開する。このプログラムを通して、EXPO 後には、参加者が講習内容を地域に持ち帰り、日ごろの活動に生かすことを目指す。

本業務は、この「サステイナブルな花壇づくりプログラム」のうち、『アクティブ参加コース』を中心に、講座の企画運営を行うものである。

3 サステイナブルな花壇づくりプログラムについて

当プログラムは、「ライト参加コース」と「アクティブ参加コース」の2コースを実施する。

「ライト参加コース」は、基礎的な植栽・維持管理技術について座学を中心に行い、花壇づくりを通じた仲間づくりや、参加者同士の交流によるコミュニティの形成を通して、日ごろの活動の活性化につなげるコースとする。「アクティブ参加コース」は、基礎的な内容に加え、発展的な植栽・維持管理技術について座学と実習を行い、実際の公園等で実践可能な花壇デザイン力を養い、活動団体の中核的な担い手となることを目指すコースとする。

各コースの内容は下表のとおり。

< EXPO 会期前の内容 >

活動区分	サステナブルな花壇づくりプログラム	
	①ライト参加コース	②アクティブ参加コース
実施場所	横浜市内各所及び横浜市民活動フィールド内花壇	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多年草の基礎知識を含む座学 ・ 横浜市民活動フィールド内一部植栽のデザイン検討 ・ 植え付け作業 	
	・ 植え付け・メンテナンス実習	
期間	2026年6月～2027年3月18日（木）	
時間	1回当たり4時間程度（休憩時間を適宜設定）	
回数	全6回予定（隔月1回～2回程度）	全9回予定（月1回程度）
参加条件	参加者は基本的に全回参加する	
実施日	平日	
募集人数	約70人	約30人
募集期間	2026年3月19日（木）～4月30日（木）	

< EXPO 期間中の内容 >

活動区分	サステナブルな花壇づくりプログラム	
	①ライト参加コース	②アクティブ参加コース
場所	横浜市民活動フィールド内花壇	
内容	多年草の維持管理に関する講習及び実習	
期間	2027年3月19日（金）～9月26日（日）（猛暑期間を除く）	
時間	1回当たり4時間程度（休憩時間を適宜設定）	
参加人数 ／回	20名程度／回	
回数	10回予定（月2回程度）	5回予定（月1回程度）
活動条件	会期中に実施するプログラムについて3回程度／人以上参加	
活動日	平日	
参加対象	約70人	約30人



4 業務の内容

本業務は、サステナブルな花壇づくりプログラムのうち、共通講座（植物に関する基礎講座）及び「アクティブ参加コース」の会期前・会期中のプログラムについて、プログラムの目的に沿った企画を行い、実施運営を行う。なお、プログラム参加者の募集及び参加決定者への連絡調整や、ライト参加コースのコース別講座については、委託者が別途行う委託にて実施することから、業務を進める際には、関係者等と必要な協議・調整を行うこと。

(1) プログラム計画業務

ア プログラム運営実施計画の策定（令和8年度）

以下のスケジュールに沿って、本プログラムの目的に沿った企画・構成を検討し、プログラムの運営実施計画を策定する。実施スケジュールは、プログラムの企画・構成の検討及び実施運営計画の策定に当たっては、委託者及び関係者等と必要な調整・協議を行うこと。

プログラムスケジュール（予定）

本委託にて実施する内容を、太枠で表示する。

時期	①ライト参加コース（別途委託）	②アクティブ参加コース
2026年3～4月	プログラム参加者の募集（別途委託）	
2026年5月	プログラム参加者の決定	
2026年6月下旬	共通講座の実施（1回目：オリエンテーション等）（別途委託）	
2026年7月中旬	共通講座の実施（2回目：植物に関する基礎知識）	
2026年8月～10月	—	オンライン講習
2026年8月下旬	コース別講座（別途委託）	コース別講座
2026年9月下旬	—	屋外実習
2026年10月下旬	コース別花壇デザインワークショップ （別途委託）	コース別花壇デザインワークショップ
2026年11月～12月	植付け実習（別途委託）	植付け実習
2027年1月～2月	共通講習（案内板等検討ワークショップ）（別途委託）	
2027年3月19日～ 9月26日	花壇管理講習（別途委託） 10回程度（月2回程度） ※猛暑期間を除く	花壇管理講習 5回程度（月1回程度） ※猛暑期間を除く

※ 本委託にて実施運営する講習内容

2026年7月中旬	共通講座（2回目：植物に関する基礎知識）（室内）
2026年8～10月	オンライン講習
2026年8月下旬	コース別講習（室内）
2026年9月下旬	屋外実習（市内公園）
2026年10月下旬	コース別花壇デザインワークショップ（室内）
2026年11月～12月	植付け実習（EXPO会場横浜市民活動フィールド内）
2027年3月19日～	花壇管理講習 5回程度（月1回程度）（EXPO会場横浜市民活動フィールド内）

(2) 会期前プログラムの実施運営（令和8年度）

ア 実施マニュアルの作成業務

各講座における当日のシナリオ・進行表などの実施マニュアルを作成する。作成にあたっては、委託者及び関係者等との調整を行い、講座実施前に委託者の承諾を得ること。

イ 講師及びスタッフの手配

各講座に必要な講師及びスタッフを手配する。

ウ 講座資料の作成

各講座における、プログラム参加者向けの講習資料を作成する。資料は、参加人数分印刷し、当日会場にて配布する。

エ 講座の運営

実施マニュアルに沿って、講座の運営を行う。

オ EXPO 会場内花壇のデザイン

EXPO 会場内に設ける花壇エリア（約 80 m²程度）に必要な施設等のデザイン及び植栽施工図を作成する。作成にあたっては、ワークショップでの検討などを踏まえること。

カ EXPO 会場内花壇における植物の手配

EXPO 会場内に設ける花壇エリア（約 80 m²程度）に植栽する植物の手配を行う。使用する植物リストを作成し、委託者の承諾を得て手配を行うこと。また、植物の搬入等にあたっては、会場設営等を行っている別途委託の関係者等と綿密に調整を行うこと。

キ EXPO 会場内花壇における施工内容の調整・現地確認

EXPO 会場内に設ける花壇エリア（約 80 m²程度）への設営・植栽にあたって、必要なタイミングでの調整・現地確認を行う。業務に先立ち、会場設営等を行っている別途委託の関係者等と設営・植栽内容を十分に共有し、設営スケジュール等を確認したうえで、植栽実習を行うための準備及び実習後のしつらえ等を整え、円滑なプログラム運営を行うこと。

ク 講習に必要な資材・備品等の手配

各講習に必要な資材・備品等を手配する。なお、各回の講習会場は、委託者が用意する。また、EXPO 会場で実施する植付けの際の参加者輸送、必要な道具類についても委託者が用意する。

(3) 会期中プログラムの実施運営（令和9年度）

ア 実施マニュアルの作成業務

各回における当日のシナリオ・進行表などの実施マニュアルを作成する。作成にあたっては、委託者及び関係者等との調整を行い、講座実施前に委託者の承諾を得ること。

イ 講師及びスタッフの手配

各講座に必要な講師及びスタッフを手配する。

ウ 講座資料の作成

各講座における、プログラム参加者向けの講習資料を作成する。資料は、参加人数分印刷し、当日会場にて配布する。

エ 講座の運営

実施マニュアルに沿って、講座の運営を行う。

オ 講習に必要な資材・備品等の手配

各講習に必要な資材・備品等を手配する。なお、各回の講習会場は、委託者が用意する。また、EXPO 会場で実施する植付けの際の参加者輸送、必要な道具類についても委託者が用意する。

5 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するために必要な計画を作成し、委託者の了承を得て業務を実施すること。
- (2) 事業の目的を迅速に達成し、かつ事業を効果的なものとするために、必要な人材を確保し、適切な運営体制とすること。
- (3) 受託者は、委託者及び関係者、関係機関等と十分に調整のうえ、連携を密にしつつ、効率的、効果的に業務を進めること。打ち合わせ後には、議事録を提出すること。打ち合わせはWEB会議も行えるようにすること。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。
- (5) 業務の遂行にあたっては、GREEN×EXPO協会等との調整などやむを得ない事由により業務内容に変更が生じる場合があるため、その際は、速やかに委託者と協議を行い、合意の上で臨機応変に対応するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合及びこの業務説明資料に定めのない事項については、委託者、受託者協議の上、業務を進めること。
- (7) 受託者が提案するコンテンツの実施に必要な調整及び許認可等の諸手続き等は、原則として受託者自身が行うこと。
- (8) EXPO会場における運営においては、GREEN×EXPO協会が定めるルール等についても遵守すること。

6 業務報告書・納品データの作成

- (1) 報告書は日本工業規格A4判で簡易製本1部、電子データを記録したCD-Rを2枚提出すること。
- (2) 報告書における、図面・グラフ等はカラー印刷とする。
- (3) 報告書作成に当たっては、別途指示する日までに原稿案を委託者に提出し、その内容について十分調整すること。
- (4) 製作したデータ類は正副2部提出すること。提出媒体はDVDやハードディスクなど容量に合わせて選択すること。スチールと動画データは外部への貸出を想定して単体で納品すること。
※納品データにはそれぞれインデックスを付け、紙でも別途納品内容がわかるようにすること。

7 納入場所

GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会
(横浜市みどり環境局戦略企画課内)

8 その他

- (1) 受託者は、委託期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 書類や啓発資材に制作にあたっては、再生紙等の環境負荷低減に資する物品を使用すること。プラスチック製品の制作にあたっては横浜市のプラスチック対策に配慮したものとする。
- (3) キャラクターデザイン、ロゴデザインを使用するにあたり、それぞれのデザインマニュアルの規定を遵守すること。

- (4) 成果品に対し、著作権法に規定する著作権が発生する場合、その権利は、成果品の引渡とともに GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会に帰属するものとする。ただし、受託者の著作権の行使につき、GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールド実行委員会の承諾または合意を得た場合についてはこの限りではない。またデータ納品につき、Ai データはアウトライン化前のものも併せて納品すること。

業務にあたり、受託者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれる場合、可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾すること。

成果物の中に、第三者の著作物が含まれる場合、受託者は可能な限り、委託者が第三者に二次利用することを含めて、第三者から利用許諾を取得すること。

成果物納品の際には、第三者による二次利用の可否を、箇所別に記載するなど留意すること。

- (5) GREEN×EXPO 2027 横浜市出展 横浜市民活動フィールドの実施にあたっては本業務とは別に業務の発注を予定しており、関連業務の受託者と適宜調整を行い履行すること。

《別途発注予定業務》

ア 横浜市民活動フィールドのプログラムに関する業務

イ 横浜市民活動フィールドの設計

ウ 横浜市民活動フィールドの植物調達

エ 横浜市民活動フィールドの植栽・植栽管理

オ 横浜市民活動フィールドの会場設営

カ 横浜市民活動フィールドの会場運営

- (6) 荒天や感染症等により、様々なコンテンツや発行物などが中止・変更となる可能性があるため、事前に必ずキャンセル料が発生する日時、料金について提示すること。
- (7) 受託者が業務を再委託する場合や資材を調達する場合には、市内企業活性化のため極力市内企業の活用に配慮すること。
- (8) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、横浜市の「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。また、委託者が示すプライバシーポリシーを遵守すること。
- (9) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、横浜市の「電子計算 機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (10) 受託者は、本業務で知り得た秘密を委託者の許可なく使用及び公開することを禁止する。
- (11) 受託者が委託者の所有する報告書等を借り受け、これを紛失または、破損した場合は、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償すること。